

神戸市一時保護所 第三者評価結果報告

① 第三者評価機関名	特定非営利活動法人 ふくてっく
認証番号	全社協 社会的養護関係施設評価機関 2901-001-02
	大阪府 大阪府福祉サービス第三者評価機関 270003
	兵庫県 兵庫県福祉サービス第三者評価機関 NRHK0101
	奈良県 奈良県福祉サービス第三者評価機関 NRHK2802

② 評価調査者研修修了番号	全社協 SK18232
	全社協 S2020127
	大阪府 0501B093
	大阪府 1201C029

③ 一時保護所の概要	
名称	神戸市こども家庭センター一時保護所
定員	50名
所在地	神戸市中央区東川崎町1丁目3-1
TEL	078-382-2525
施設の概要	開設年月日 昭和33年2月 神戸市生野区橘通1丁目1 神戸市児童相談所内に開設
設置主体	神戸市
一時保護係職員数（令和3年5月1日現在）	
一般職員	30名
再任用職員	2名
会計年度任用職員	19名

④ 理念・基本方針
一時保護所の支援の基本理念：笑顔を求めて

⑤ 第三者評価の受審状況	
評価実施期間 契約日（開始日）	2021年7月1日
評価確定日	2021年11月16日
前回の受審時期（評価確定年度）	—

⑥ 総 評

【特に優れた点】

関係項目	タイトル	内容
2	子どもの意見聴取 発信の受け止め	月1回のアンケート実施や、中学生以上の子どもと職員が日記を通じて深く意思疎通を図っています。
18	管理者の責務	子どもに対しても、また職員に対しても、隔々まで気を配りつつ、自らも一時保護所業務に積極的に取り組んでいます。職員からの相談にも隔たりなく応じて、的確な指示をしています。
3～5、24 27～29、32 61～64	センターとの機能を 分化して連携 一時保護所としては 評価対象外に近い 項目と考えられる	子どもに対する説明・合意、緊急保護の対応、関係機関や施設、里親との連携、保護の開始・解除にかかる取扱い、所持品の預かりなどについて、センターとの機能分化を明確にして、緊密な連携を図っています。 一時保護開始にあたっての説明はCWが行いますが、一時保護所としても改めて丁寧に説明を行い、連記してシームレスな支援を実施しています。
38	健康管理	看護師を加配し、医師が毎週回診しています。 日々のバイタルチェックも行い、健康管理に努めています。
44、50	無断外出	一時保護所の丁寧な取り組みが奏功して、近年、無断外出はほとんど発生していません。また、万一無断外出があった場合の対応も適切に定められています。
55、56 58～60	子どもの情報把握と アセスメント、 援助方針の見直し	CWと連携して子どもの情報を把握しています。 また、一時保護期間中は子どもの行動観察を丁寧に行い、観察会議で共有しながら、チームでアセスメントを実施しています。

【改善を求める点】

関係項目	タイトル	内容
1, 7	子どもへの説明	子どもへの説明は概ね適切に行われていますが、一時保護期間中の行動制限等にかかる説明について、より理解しやすく説明することが求められます。
14	子どもの意見聴取 発信の受け止め	アンケートや日記の取り組みは高く評価されますが、日々の支援のなかで子どもの発信や内心を受けとめるための、コミュニケーションスキルの向上を期待します。
11、40	性問題への対応	LGBTへの配慮が必要になりますので、ハード面の対策を含め、丁寧な個別支援が求められます。 また、一時保護期間は短期ではありますが、子どもの年齢や、性加害・性被害の状況に応じた性教育や他者尊重の教育が求められます。
13、15～17 34～36、39 48	生活環境、衣食	集団支援から個別支援への移行は、家庭的養護推進の観点から、①個別性の尊重とエンパワメントの促進、②大切にされているという安心感の付与、③プライバシーの配慮、④家庭的な環境での生活保障、⑤レクや自由な遊びのできる空間確保などが期待されています。 また、個別性の尊重は、パーソナルな学習支援にも繋がります。 以上、ハード面の個別化に限らず、子ども一人ひとりの好みを尊重した衣類提供の充実や、衣類の自己管理支援も大切です。 様々な障害をもつ子どもの受入れに適したハードの整備と、支援技術の向上も課題となります。
18	管理者の責務	管理者の業務貢献度は高く評価される場所ですが、あまりにも役割が集中して多忙すぎるようです。組織としての安全性や継続性、人材育成の観点から役割と責任の適切な分散が求められます。
19, 22、40	幼児を含む少年指導 体制における 保育の専門性向上	施設移転とともに、ユニットケアになることを見越した職員の増員が求められています。 特に、一時保護所の特性を考慮した保育士の配置が必要です。すなわち、一時保護所においては幼児保育業務に夜勤体制も必要となりますので、保育士の確保は大変困難です。当一時保護所においては、国の定める配置基準は充足していますが、保育現場ではマンパワー不足や年代の偏り（中間層の不足）などが指摘され、職員の負担やストレスも軽くありません。ユニットケアに備えて必要となる人材確保・育成を確かなものにするためにも、保育を含む各部門の管理体制を強化することが求められます。

31	事業計画の策定	<p>施設移転などの中長期計画を踏まえた事業計画の策定が必要です。</p> <p>また、今回の自己評価や第三者評価で把握された課題の改善を目した事業計画の策定を期待します。</p>
53	マニュアルの活用	<p>マニュアルは、多岐に亘って整備されていますが、探したい項目の検索が容易ではありません。日常の支援業務において活用に資するかたちに編成し直すことが求められます。</p>
54	自己評価の定着とPDCAサイクル	<p>今回の第三者評価受審を契機として、毎年自己評価に取り組んで、改善課題を把握し改善に向けた取り組みの仕組が定着することを期待します。</p>

評価基準の説明

本評価結果報告書では、下記基準により「abc」評価をしております。

s 評価	他の一時保護所が参考とするような取り組みが行われている状態
a 評価	評価基準の趣旨や留意点に照らして適切に実施されている。 当該事業所が、その地域性や特性に照らしてよりよい一時保護の水準・状態、質の向上を目指す際に目標となる取り組みが行われている状態。
b 評価	やや適切さに欠ける状態。 「a」評価に向けて、なお改善すべき余地が残されている状態。
c 評価	適切ではない、または取り組みが実施されていない。 「b」以上の取組みとなることを期待する状態。

(注記)

一時保護所は地域性が顕著であり、「s 評価」の認定は避けています。

よって「a 評価」を「目指すべき目標」に到達している最上位レベルとしました。

なお、指導監査やISOが、主として事業所の構造的な体制の基準適合性を判断材料に評価することに対して、第三者評価は「目標とするレベル」への到達度で計るという特徴をなしています。従って、「b 評価」や「c 評価」であっても法令や通達の基準を満たしていないことを意味するものではありません。

同様に、着眼点の「○△×」も以下の通りです。

○	着眼点の記載どおりに実施されている
△	概ね適切な実施がされているが、課題が残されている
×	適切な実施が行われていない

I 子ども本位の養育・支援

1 子どもの権利保障

(1) 権利保障

① 子どもの権利に関する説明

【No.1】子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか

	【No.1】の評価 (s,a,b,c)	
1-1	子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、分かりやすく説明しているか	○
1-2	子どもの権利が侵害された時の相談先及びその方法を説明しているか	△

コメント

一時保護においては子どもの権利が守られることが重要であり、その内容については、子どもに対してしっかりと説明を行う必要がありますが、この件に関しては神戸市こども家庭センター（以下、センター）の児童福祉司（以下、CW）が丁寧に行っています。その上で、神戸市こども家庭センター一時保護所（以下、一時保護所）では、入所してからの生活のルールなどを各部屋に貼紙で示し、具体的に説明して、子どもへの周知が図られています。また、万一権利侵害が発生した時に職員へ相談できることも説明しています。しかしながら、第三者に相談出来る仕組みについては説明が不十分の様です。今後は、様々な相談方法が選択出来ることをしっかり伝える取組みを期待します。

② 子どもの意見等が尊重される仕組みの構築

【No.2】子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか

	【No.2】の評価 (s,a,b,c)	
2-1	子どもの意見・要望・苦情等が表明されるような配慮を行っているか	○
2-2	子どもの意見を尊重して一時保護等の質の向上を図る取組が行われているか	○

コメント

一時保護所では、子どもの意見や要望が適切に表明される様な配慮、仕組が必要となります。所内に意見箱の設置はありませんが、アンケートを月1回実施し、子どもの意見や要望をくみ取る仕組みがあります。アンケートは、子どもの理解能力等に応じて文字の大きさ、ひらがな書きなどの配慮がされています。また中学生以上の子どもには、職員と日記をやり取りすることで子どもが伝えたい要望を表明する機会を設けています。日記は単なる1日の出来事を綴ったものではなく、気持ちを伝える事や相談内容も含まれており、職員はその内容を親身に受止め、共感した上で、子ども一人ひとりに沿った前向きな問いかけや返事を返す内容となっており、大変評価の出来るものです。

(2) 子どもに対する説明・合意

① 保護開始に関わる説明・合意

【No.3】保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか

	【No.3】の評価 (s,a,b,c)	
3-1	一時保護の理由や目的、一時保護所での生活等について、子どもの年齢や理解に応じて分かりやすく説明し、理解を得ているか	○
3-2	不服申立ての方法等について、保護者に示しているか	—

コメント

一時保護の開始にあたっては、一時保護の理由や目的などについて分かりやすく丁寧に説明し、同意を得て行えるよう努めなくてはなりません。一時保護の理由や目的、保護期間については、それぞれの子どもの応じた内容でCWが説明しています。その上で、一時保護所では、インテーク時に所内でのルール説明を行い、合わせてCWからの開始説明に対する理解の確認をしています。理解できていない場合は、理解できるまでCWに説明を求めています。なお不服申し立ての方法については、一時保護所では取り扱わないため、評価対象外となります。

② 保護期間中の説明・合意

【No.4】 保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか

	【No.4】 の評価 (s,a,b,c)	a
4-1 保護期間中に、適宜子どもに対して、現状や見通しについて説明をしているか		○

コメント

一時保護の期間について、いつまでどのような生活をするのかを子どもの年齢や状況にあわせて伝えることは、子どもの不安をできるだけ少なくする上で大切な説明となります。
子どもには、保護期間中の家族との調整や現状を踏まえた保護期間の見通しについて、CWが具体的に説明しています。その上で、一時保護所としては、その内容が子どもにしっかりと伝わっているかを確認し、必要ならCWに再度説明を求めたり、一時保護所職員が内容をかみ砕いて判り易く説明しています。

③ 保護解除に関わる説明・合意

【No.5】 保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか

	【No.5】 の評価 (s,a,b,c)	a
5-1 一時保護の解除にあたっては、子どもの意向、意見や気持ちを十分に聞いているか		○
5-2 子どもや保護者等の意見等を踏まえ、一時保護解除時期、解除後の生活等について十分に検討しているか		—
5-3 一時保護解除について、伝える時期に十分配慮しているか		○
5-4 一時保護解除の理由、解除後の生活等を十分に伝え、子どもが納得できるよう対応しているか		—
5-5 里親委託や施設入所等に移行する子どもには、新たな養育場所に関する情報提供、心のケア等を行っているか		—

コメント

一時保護の解除については、子どもにとっては大きな不安を感じる事になるので、しっかり子どもの気持ちに配慮した対応や支援が必要になります。
一時保護所では、解除に対する子どもとの話の中で得た気持ち、意向や意見をCWに伝え、しっかり協議のうえCWより解除の具体的な説明を行っています。
解除を伝えるタイミングの配慮も子どもによって対応を変えるなど工夫も見られます。その後は一時保護所職員が見通しや解除を伝えられた子どものケアと動機付けを行い、解除される子どもの気持ちと、残る子どもの気持ちを考え、日々の支援に取り組んでいます。
なお解除後の関りについてはCWが行っているため、評価項目の一部は評価対象外となります。

【No.6】 保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか

	【No.6】 の評価 (s,a,b,c)	—
6-1 子どもが年齢に応じてSOSが出せるよう、エンパワメントを行っているか		—
6-2 一時保護解除後も、相談や支援をしていくことを分かりやすく伝えているか		—

コメント

一時保護解除後の支援体制については、センターからの支援が無くなるのではないかと心配や不安を持つ子どもは少なくありません。
解除された後の生活の場は様々であり、それぞれの子どもの相談や対応（窓口）はセンターが行うことや支援を継続することはCWが説明しています。
一方、一時保護所としては解除後の支援に直接関わる事はないのですが、センターやCWが解除後も変わらず相談にあたる事をしっかり説明し、不安を除くよう努めています。
ただ、本項目は「子どもへの支援」が評価対象ですので、一時保護所の関りとしては上記内容となり、本項目は評価対象外となります。

(3) 外出、通信、面会、行動等に関する制限

【No.7】 外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか

		【No.7】の評価 (s,a,b,c)	a
7-1	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で最小限となっているか		○
7-2	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、子どもの安全確保のため必要である旨を子どもや保護者に説明しているか		○
7-3	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、理由や経過等に関する記録を留めているか		○
7-4	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限が不要な子どもについて、不要な制限がなされないよう一時保護委託等を含めた十分な検討が行われているか		○

子どもの安全確保と行動制限については、常に子どもの最善の利益に配慮して、権利擁護とのバランスを保ちつつ判断を行う必要があります。
 一時保護所での生活では、最低限の制約の中で送れるように努めていますが、状況により個別支援としての行動制限が必要な場合も発生します。個別支援を実施する場合はCWを含め協議をし、子どもにしっかり納得するまで説明しています。
 また、一時保護所での制限が不要な子どもについては、一時保護委託や施設への移行もCWを含め、しっかり協議し検討されています。

(4) 被措置児童等虐待防止

【No.8】 被措置児童の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか

		【No.8】の評価 (s,a,b,c)	b
8-1	被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できること、児童相談所等に連絡ができることについて、あらかじめ子どもに説明しているか		○
8-2	万一、子どもの権利が侵害される事態が生じたときの対応は適切に行われているか		○
8-3	被措置児童等虐待の防止に努める取組等を行っているか		△

様々な理由で一時保護される子どもが、信頼を寄せるべき立場の職員からの虐待など絶対にあってはならないことです。
 子どもからの訴え（口頭やアンケート等）があった場合は、CWに伝え情報共有を行い、子どもの立場や視点で、しっかり事実確認を行い、職員一同、問題解決に取組んでいます。
 虐待防止に対する職員の意識付けとしては、研修という形では無いですが、月1回の職員会議においてガイドラインに沿った内容で協議し、再発防止などの情報共有は図られています。しかしながら、その取組は職員間での総括であり、これまでの経験や蓄積された情報共有に留まっています。今後は、外部研修なども取入れ、原因究明、再発防止に向けた新たな取組も大切となります。

(5) 子ども同士の暴力等の防止

【No.9】 子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか

		【No.9】の評価 (s,a,b,c)	a
9-1	子ども同士での権利侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えているか		○
9-2	子ども同士での権利侵害がある場合に、すぐに対応できる体制を確保しているか		○
9-3	子ども同士での権利侵害など、子どもの健全な発達を阻害する事態の発生防止のための取組を行っているか		○

一時保護された子どもは、年齢の違いや、保護を要する理由も、虐待体験や非行歴なども様々なため、子ども同士の暴力やいじめなどの防止には日頃から留意しなければなりません。
 その為の取組として、職員が子どもにしっかり寄り添い、不安に耳をかたむけ、アンケートや日記などでの発信を受け止める体制は、しっかり機能しています。また子ども間に権利侵害があった場合は、子どもの相性なども考慮し、職員全員で状況把握に努め、組織として対応方法の検討と見直しが実施されています。

(6) 子どもの権利等に関する特別な配慮

① 思想や信教の自由の保障

【No.10】 思想や信教の自由の保障が適切に行われているか

		【No.10】 の評価 (s,a,b,c)	a
10-1	文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違いなどを尊重した対応をしているか		○

コメント

思想や信教の自由については、子ども一人ひとりに違いがある可能性を認識したうえで、特別な配慮が必要になりますので、言語の違いや食習慣、日課などの違いを把握する取組が重要となります。配慮が必要な子どもに対してはCWと情報共有を行い、集団支援の中、出来る範囲で対応しています。具体的には宗教的慣習の違いが一般的ですが、食事制限やお祈りの時間など出来るだけ配慮し個別対応で実施しています。

② 性的なアイデンティティへの配慮

【No.11】 性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか

		【No.11】 の評価 (s,a,b,c)	b
11-1	性的なアイデンティティへの配慮した対応をしているか		△

コメント

LGBT等への配慮は、一時保護所にとって、今後の受入れ体制の中で十分検討をしていかなければならない内容です。現状の施設事情では個室の数に制限があるなか、性的指向に配慮が必要な子どもへの対応としては個別支援（ケア）を行っています。浴室やトイレ等の設備面では同性利用対応となり、完全な個別化は難しい現状もあります。職員は出来るだけ子どもの気持ちに沿いたいという思いはあるものの、多様な個別化ニーズに対応するには職員配置基準が十分とは言えず、細かい所まで援助しきれませんが、利用時間をすらすら配慮などで対応しています。今後も工夫を凝らした取組に期待します。なお、次年度には一時保護所を移転新築することで、ユニット個室化が計画されており、ハード面での大きな改善が期待されます。

2 養育支援の基本

(1) 子どもとの関わり

① 安全感・安心感を与えるケア

【No.12】 子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか

		【No.12】 の評価 (s,a,b,c)	a
12-1	一時保護の受入れ可否を子どもの安全の視点で判断しているか		○
12-2	子どもへの接し方、対応は適切であるか		○
12-3	子どもが安全感や安心感、信頼感を持てる保護や支援を行っているか		○
12-4	全ての子どもが被害を受けている、コミュニケーションに問題がある可能性を考慮したケアが行えているか		○
12-5	プライバシーに配慮すべき場面では、適切な対応を行っているか		△

コメント

一時保護の大原則は、生活を通して子どもの安全を確保して安心感を与えるケアを行うことであり、子どもに対して適切な接し方、対応をとることはもちろん、子どもの尊厳を大切に、共感、理解し受け止めることが必要になります。様々な状況で入所する子どもに対してどの様に接するのは、一時保護所の基本的援助方針等でマニュアルとして策定されています。また、日々の援助の中で先輩職員の取組み方、子どもとの距離間など実践的に習得する体制もあります。プライバシーの配慮に関しては、旧基準による建物・設備整備の問題があり、不十分な所は否めませんが、現状を踏まえて可能な範囲で対応する努力は見られます。

② エンパワメントにつながるケア

【No.13】子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか

	【No.13】の評価 (s,a,b,c)	
13-1 「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動でメッセージとして伝えているか		○
13-2 表現の機会を多くつくり、それを受け止められる体験を通して、自己表現を促しているか		△

コメント

一時保護された子どもの特徴として、自分の想いを自から正しく主張することが弱い傾向があります。よって子どもとの関わりの上で「あなたは大切な存在である」というメッセージを伝えることが職員の重要な役割となります。子どもへの日々の声掛けに加え、アンケートや日記で表出された気持ちの変動を受止めるコミュニケーションは実践され、しっかり向き合っています。しかしながら、入所期間が比較的短期であることや集団での養育・支援体制ということもあり、子ども一人ひとりのエンパワメントの取組は弱いようです。子どもが日常生活の中で達成感を味わう機会として、子ども主導で職員を巻き込む企画（こども会議やレクリエーションなど）の創出を今後の取組として期待します。

(2) 子どもからの聞き取り等に関する配慮

【No.14】子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか

	【No.14】の評価 (s,a,b,c)	
14-1 子どもからの聞き取りにあたっては、子どもの人権等への配慮を十分におこなっているか		△
14-2 子どもから聞いた話を職員間及び担当児童福祉司と共有することを説明しているか		○

コメント

子どもからの聞き取りは、子どものペースを尊重して寄り添いつつ行う事が基本であり、やり取りにおける応答には細心の注意が必要となります。職員は常に子どものそばで見守り姿勢で、自由時間に子どもとゲームを一緒に楽しむなどして信頼関係を築きながら、改めて「聞き取り」という場での取り組みではなく、話したいと思う子どものペースで自発的な「聞き取り」が実践されています。しかしながら、その手法（技法）については、先輩職員の取組を見て、また、どの様に接すれば良いかを聞きながら経験を重ねて取得する事が多くなっています。子どもへの対応は個々に異なり、マニュアル化には馴染まない面もありますが、職員の個人的資質に頼るのではなく、子どもの人権配慮の観点から組織としての標準的技法や留意事項を文書化（見える化）して、各職員のスキルに差異が生じないような取組が求められます。

II 一時保護の環境及び体制整備

1 適切な施設・環境整備

(1) 設置運営基準の遵守

【No.15】一時保護所としての設置運営基準は遵守されているか

	【No.15】の評価 (s,a,b,c)	
15-1 子どもの保護ができる場が用意できているか		○
15-2 開放的な環境における対応が可能となっているか		○
15-3 一時保護所の設備及び運用基準は、児童養護施設について定める設備運営基準を遵守しているか		△
15-4 プライバシーに配慮した居室空間が提供されているか		×

コメント

一時保護の事情・理由に合わせ、外部の一時保護委託を利用したり個室にする等、その都度、適切な対応を実施しています。定員50名の集団支援です。入所男女比率の変動で居室面積基準や居室定員を超えることもあり、静養室を仮宿泊場所として利用する等の工夫をしています。子ども一人ひとりの生活空間について常に検討してはいるものの、旧基準による建物・設備のため、今日的に求められるプライバシー確保は困難な状況です。それでも、居室は所庭に面して設けられており、自然光が入る明るい環境で日々の支援が行われています。

(2) 個別性の尊重

【No.16】 一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか

	【No.16】の評価 (s,a,b,c)	
		b
16-1 個別性が尊重される日課・ルール・環境となっているか		△
16-2 必要な子どもに対し、個室を提供できる環境があるか		△

コメント

子どもの日課と職員及びパート職員それぞれの動きをタイムテーブルにして、子ども一人ひとりに応じた支援の流れを新人職員にもわかりやすくして対応しています。旧基準による施設ゆえに個室が少なく、また緊急入所のためにも開けておく必要であるため、一人で過ごしたい子どもに対しては、皆がフリールームで過ごしているときに居室（多床室）で一人の時間を持てるように工夫しています。長期入所の子どものなかには、自由時間の過ごし方にもう少し工夫を求める声もあります。令和4年度の施設移転に向けて権利擁護部会等の意見を踏まえて「生活のルール」等の見直しを図っています。「生活ルール」にはルビをふるだけでなく、文字を読めない子どもへは絵や写真を用いたわかりやすい表現としたり、外国籍の子どもへは多国籍言語で記述する等を期待します。また、増加する障害児や心に傷を持った子どもたちには、基本として個室利用で、体調の良い時は集団で活動できるような環境整備と支援の工夫を期待します。

(3) 生活環境の整備

【No.17】 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか

	【No.17】の評価 (s,a,b,c)	
		b
17-1 安心して生活できる環境が確保されているか		○
17-2 日常的に清掃等がされ、衛生的な環境が維持されているか		○
17-3 家庭的な環境となるような工夫がなされているか		△
17-4 生活環境として必要な設備や什器備品等が整備されているか		△
17-5 必要な修繕等が行われているか		△
17-6 生活場面の中で、どんな外風景が見えるのか		○

コメント

外部からは一時保護所が見えないように、塀がめぐらされています。しかし、ツタが豊かに茂っていて、保育室の窓から風に揺られるツタの葉が見え、閉塞感を感じさせません。子どもたちは、持ち回り担当制で、決められたところを毎日掃除しています。2週間に一度大掃除が行われ、普段よりも丁寧に掃除をするようにしています。食堂を兼ねたフリールームには、たくさんの本やボードゲーム、卓球台、電子ピアノがおかれ、自由時間に楽しむことができるように配慮しています。また、雨で所庭が利用できないときは、ホールを使い室内運動できるように配慮もしています。フリールームが楽しい空間となるように月末の土曜日に全員で内容を考え、職員と共の壁面の飾りつけをしています。

2 管理者の責務

【No.18】 管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか

	【No.18】 の評価 (s,a,b,c)	
18-1 管理者が一時保護所の管理・運営をリードするための環境が整っているか		○
18-2 管理者のリーダーシップのもとでの管理運営が行われているか		△
18-3 スーパーバイズができていますか		○

コメント

管理者（一時保護所係長）の役割は、自らが職員として働いていた経験から、職員が課題を一人で抱え込まないように公用携帯を所持し、職員の疑問や悩みに24時間365日対応できるようにしています。一時保護所係長として入所・退所の受け入れ・管理、関係機関への連絡・報告等の業務を行い、時間のある時は子どもたちと接する機会を持ち、常に職員に声かけを行い、日頃子どもへの支援において必要と思われるSVを実施しています。また、職員に対して年に3回程度の人事面談を実施して、様々な話を聞きつつ、その責務を全うしています。今後は、その集中した役割を適宜に分散して、管理者不在時の対応力強化や、サブリーダー等の育成、チーム力の向上に指導力を発揮されることを期待します。

3 適切な職員体制

(1) 設備運営基準の遵守

【No.19】 一時保護所として、必要な職員体制が適切に確保されているか

	【No.19】 の評価 (s,a,b,c)	
19-1 受入をする子どもの人数、年齢、状況に応じた、必要な職員が配置されているか		△

コメント

一時保護所として求められる児童指導員、保育士、心理療法担当職員、学習指導員、看護師、調理員等の職員は、配置基準を充足して、職員間で協力して子どもの安心・安全を守って支援しています。ただ、一時保護児童の支援課題が重度化するなかで、職員の負担は増加しています。特に、子どもたちの入浴の見守りや夕食の配膳等の時間には幼児への支援が手薄になることがあるため、令和3年度から日勤と夜勤に遅出勤務を加え支援体制を整えています。令和4年度に予定の施設移転後はユニットケアになるため新たな人員配置が必要となると考えられます。

(2) 職員の適正配置

【No.20】 各職種の役割や求められる専門性・能力を発揮した人員配置が行われているか

	【No.20】 の評価 (s,a,b,c)	
20-1 各職種の役割や権限、責任が明確になっているか		○
20-2 専門性を要する役割には、必要な能力等を有する職員が配置されているか		○
20-3 相談援助活動の一貫性を保つよう努めているか		○

コメント

各職種の役割は、「一時保護所の業務として緊急保護、アセスメント、短期治療等を必要とするために入所した児童に生活面のケア、教育・学習支援、健康管理などを行う」と明文化され、職員に周知が図られています。看護師は、専門性を持って、子どもたちの様子に加え職員の様子にも気を配りながら日々の支援を行っています。学習指導員および補助員を配置して、入所時確認テストを行い、子どもの学力を把握して本人の希望に沿って個別に対応し、より効果の高い学習支援を実施しています。職員はCW、児童心理司（以下、CP）も含め、児童相談システムや口頭伝達により情報を共有して相談援助活動の一貫性を保つようとしています。

(3) 情報管理

【No.21】 情報管理が適切に行われているか

	【No.21】 の評価 (s,a,b,c)	a
21-1 個人情報適切に取り扱われているか		○
21-2 情報の重要性や機密性を踏まえた管理を行っているか		○
21-3 書類や記録等が適切に管理・更新されているか		○
21-4 子どもに関する情報について、外部機関と共有する必要がある場合には、子どもや保護者の同意を得ているか		—
21-5 情報管理に関する職員の理解・周知の取組みを行っているか		○

コメント

個人情報の取り扱いに関しては、一時保護マニュアルの援助・指導の基本方針の中に「秘密保持等に関して」を定め、職員に周知し、これを遵守して職務にあたっています。業務遂行上必要なものは既定の用紙で対応し、すぐにファイルに閉じ、デスクに放置しないように努めています。それ以外のデータは、専用のパソコンでパスワード管理されています。一時保護中の子どもの入所日等の情報をホワイトボードに記入していますが、子どもたちの出入りに事務所を通るため、カーテンをかけ不用意に目にしないように配慮しています。

(4) 職員の専門性向上の取組

【No.22】 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか

	【No.22】 の評価 (s,a,b,c)	b
22-1 一時保護に従事するものとして、守るべき法・規範・倫理等を全職員が理解するための取組が行われているか		△
22-2 職員の専門性の向上を図るための計画的な取組が行われているか		△
22-3 職員一人ひとりの育成に向けた取組が実施されているか		△
22-4 職員間での指導・育成を行う仕組みがあるか		○

コメント

一年目の職員には、練習勤務を2回実施し、業務体験の場を設けています。また、シフトを組む際、夜勤は2年目以降の職員と組むように配置し、子どもへの支援の方法や手順などのアドバイスを随時行っています。一時保護所の特殊性を考慮し、保育士は保育所等勤務経験者を採用する等の配慮がされています。専門性が求められる職場であるため、体系的に研修を重ねていく必要があり、職員が希望すれば研修に参加することができ、研修の種類・内容によっては全職員に職員会議等で報告し、情報共有も積極的に行っています。しかしながら、一時保護所独自の研修カリキュラムといったものは確立しておらず、今後の課題となっています。

【No.23】 職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか

	【No.23】 の評価 (s,a,b,c)	a
23-1 職員間での情報共有や引継等の仕組みがあるか		○
23-2 職員間で共有・引継する情報の内容は適切か		○

コメント

業務日誌により、配慮の必要な子どもの対応や業務において必要な情報の共有を行い、さらに、児童相談システムを導入しパソコンを使用してCWや他の職員との共有も行っていきます。また、朝と夕方に引継ぎを行い、入退所、面会予定、ケース動向（会議予定）、引継ぎ事項、行動観察、健康状態と報告する手順を定め、短時間でたくさんの情報が共有できるよう、引継ぎの仕方もマニュアル化しています。会議に参加できない職員には議事録が回覧され、情報共有を図っています。コロナ禍で対面での会議が困難な場合は、チャットシステムを活用し、意見交換・情報共有も行っていきます。

(5) 児童福祉司との連携

【No.24】 児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか

	【No.24】 の評価 (s,a,b,c)	a
24-1 一時保護は、児童福祉司と密接な連携が保てる範囲に設置されているか		○
24-2 入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理司やその他の各部門と十分な連携を図っているか		○

コメント

児童相談システムを導入し、ケースワーク記録（CW作成）、心理記録（CP作成）、行動記録（一時保護所職員作成）を職員間、CW、CP含めセンターの他部署の専門職や神戸市子ども家庭局とパスワード管理のもとに、いつでも参照できる仕組みが整えられています。一時保護所は、センターに所属する所管として同一建物内にあり、データ上の共有だけでなく、内線を使い口頭で相談・連絡できるようにしています。

(6) 職場環境

【No.25】 職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか

	【No.25】 の評価 (s,a,b,c)	a
25-1 適正な就業状況が確保されているか		○
25-2 職員が働きやすい職場環境づくりの取組みがなされているか		○

コメント

労務管理体制や時間外労働、休暇取得などは、神戸市の定める労務管理規定に則っています。異動先の希望等を記入するチェックシートを使い、一時保護所係長、センター副所長の面談を受ける仕組みも整っています。神戸市職員メンタルヘルスチェック制度を導入し、神戸市産業医に提出する仕組みも行われています。

4 関係機関との連携

(1) 医療機関との連携

【No.26】 医療機関との連携が適切に行われているか

	【No.26】 の評価 (s,a,b,c)	a
26-1 必要な場面で、医療機関からの協力が得られているか		○
26-2 子どもの状況に応じ、児童福祉司や生活支援担当者、児童心理司、医師などのチームケアを行える体制があるか		○

コメント

入所時及び日々の子どもの健康管理は、看護師を中心に行われています。定期的に嘱託医による健康診断を実施し、小児科医の緊急往診も実施しています。センター内に精神科医も常勤しているため、受診の必要性等の相談体制も整い、チームケアを行う体制が構築されています。

(2) 警察署との連携

【No.27】 警察署との連携が適切に行われているか

	【No.27】 の評価 (s,a,b,c)	
27-1 警察署との連携が日頃から行われているか		—
27-2 警察の面接等に当たっては、子どもの成長・発達状況や心身の負担に十分に配慮するよう警察と十分に調整を行っているか		—
27-3 子どもに対し、警察が面接等を行う場合には、可能な限り協力しているか		—

コメント

センターに警察官と弁護士を配置し、日常業務における警察との連携が確保されています。一時保護所内で暴力事案が発生した場合の対応は、一時保護所における危機管理マニュアルに警察・救急への連絡方法を図式化して、これにより適切に実施しています。警察との連絡などはCWを通して行うため、一時保護所の職員が直接かかわることがないため、評価対象外としています。

(3) 施設・里親等との連携

【No.28】 施設や里親等との連携が図られているか

	【No.28】 の評価 (s,a,b,c)	
28-1 移行前に、子どもが安心感を持てるように配慮しているか		○

コメント

一時保護所から施設入所や里親移行に際しての説明はCWが担っています。一時保護所としては、行動観察記録・健康情報記録・学習記録を作成し、施設移行や里親移行後にも子どもが安心感を持てる支援が継続できるように必要な情報をCWを通じて適切に提供しています。

(4) その他の期間との連携

【No.29】 子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか

	【No.29】 の評価 (s,a,b,c)	
29-1 必要な関係機関との連携を行う仕組みがあるか		—
29-2 関係機関とのネットワークを有効に活用できているか		—

コメント

必要な関係機関との連携は、センターのCWの役割としているため、一時保護所としては、本評価は対象外とします。

Ⅲ 一時保護所の運営

1 一時保護の目的

【No.30】 一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか

	【No.30】 の評価 (s,a,b,c)	
30-1 理念・基本方針が職員に周知されているか		○
30-2 一時保護の目的（安全確保・アセスメント）に即した理念・基本方針となっているか		○

コメント

神戸市の一時保護児童支援は「笑顔を求めて」を理念としており、これを表題とする事業報告には、一時保護所の目的や基本方針が詳細に記述され、職員には着任時の研修や職員会議で繰り返し周知が図られています。そこに示された倫理規定や基本方針は一時保護の目的に符号しています。

2 一時保護所の運営計画等の策定

【No.31】 一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか

	【No.31】の評価 (s,a,b,c)	
31-1 事業計画が策定されているか		×
31-2 事業計画に基づく取組みが実施されているか		×
31-3 事業計画の策定と評価、見直しの仕組みはあるか		×
31-4 策定にあたって、児童の意向や職員の見解、地域の福祉ニーズ等を反映できる仕組みがあるか		△

コメント 入所児童の人数、年齢構成の推移に応じて、都度行事計画等を策定していますが、そもそも一時保護は計画的に受け入れる事業ではないので、単年度の事業計画を策定することは困難です。
神戸市では、センターの移転を計画しており、その対応を踏まえた計画の策定や目標設定が行われていますが、事業の性格上その具体的内容は明らかにされていません。計画の大筋はすでに固まっているようですが、今回の第三者評価を通じて確認された改善課題を踏まえて計画の仕上げに反映されることを期待します。

3 一時保護所の在り方

【No.32】 緊急保護は、適切に行われているか

	【No.32】の評価 (s,a,b,c)	
32-1 閉鎖的環境での保護期間が必要最小限となるよう適切に判断する仕組みがあるか		○
32-2 緊急保護を行うにあたり、子どもへの説明が行われているか		○

コメント 緊急保護の決定や、その際の子どもへの説明は、一義的にはセンターが担っており、一時保護所としては受け入れた子どもに対しての、改めての丁寧な説明と理解の確認、心身の健康状態の把握などを通じて、保護期間設定の判断材料をセンターに提供しています。

4 一時保護所における保護の内容

(1) 生活面のケア

【No.33】 一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか

	【No.33】の評価 (s,a,b,c)	
33-1 個々の子どもの状態にあわせて、生活全体の場面に生活面のケアを行っているか		○
33-2 日課構成は適切か		○
33-3 一時保護所での生活を通して、徐々に生活習慣が身につくよう支援しているか		○

コメント 一時保護所では、まずは①安全と健康の維持、②情緒の安定化と受容、③個の尊厳と信頼の回復、④基本的習慣の習得、⑤自主性・意欲の向上、⑥社会性と共同性の育成を旨として、生活面のケアが行われています。
具体的には、皆で大掃除をする取組や、中学生以上の子どもには食事の配膳や台ふき当番を設定する、自立入浴を支援するなど、自らの達成感を育むことを実践しています。

(2) レクリエーション

【No.34】レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか

	【No.34】の評価 (s,a,b,c)	b
34-1 レクリエーションプログラム、自由に遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境が提供されているか		△
34-2 子どもの年齢を考慮の上、スポーツ活動及び室内遊戯等を計画し、子どもの希望に応じて参加させるよう配慮しているか		△
34-3 必要に応じ、事故防止に留意しつつ、野外活動等を実施することにより、子どもの心身の安定化等に取り組んでいるか		×
34-4 遊具や備品について、定期的に点検しているか		△

コメント

旧基準に基づいて整備された建築・設備であるため、所庭も狭く、また館内のフリースペース等、ハード面には限界があり、多様なレクリエーションプログラムを設定することは困難です。
また、一時保護された子どもの様々な特性上、いっしょに遊びを楽しませる場や機会を用意することも難しい事情があります。さらに近年はコロナ禍による制約もありました。
そのような中で、職員は日々の生活支援の中で、室内外の遊びができるよう、時間配分に工夫を凝らして、子どもたちのストレス緩和に努めています。

(3) 食事（間食を含む）

【No.35】食事が適切に提供されているか

	【No.35】の評価 (s,a,b,c)	b
35-1 1日3食の食事が提供されているか		○
35-2 食事の安全・衛生が確保されているか		○
35-3 食事アレルギーや個々の子どもの状態等に配慮した食事が提供されているか		○
35-4 おいしく食事をするための配慮がなされているか		△
35-5 子どもが食事を楽しめるための工夫がなされているか		○

コメント

食事については、本庁所属の栄養士による栄養管理のもと、一時保護所の調理士（正職3名と補助1名）がメニューの作成から調理まで工夫を凝らしています。調理場の衛生環境も良好で、その様子は食堂からもうかがえます。コック帽をかぶった調理士のいでたちは、子どもたちにも手厚い食事提供の想いが伝わり、食事に対する満足度は極めて高評価となっています。
ただ、幼児は別として学齢期以上の子どものテーブル・椅子の高さが一律で姿勢が崩れることがあります。年齢や体格に応じたよりきめ細かな配慮が求められます。

(4) 衣服

【No.36】子どもの衣服は適切に提供されているか

	【No.36】の評価 (s,a,b,c)	b
36-1 衣服の清潔は保たれているか		○
36-2 衣慣習が身に付くように支援しているか		○
36-3 発達段階や好みにあわせて子ども自身が選択できるようにしているか		×
36-4 必要な場合に、適切な衣服を貸与できるか		△

コメント

入所時に着用していた衣服は、原則として退所時まで保管され、一時保護期間中は施設より衣服を貸与しています。衣服は下着類を除いて再利用もしていますが、良質な状態のものを提供しており、絵やナンバーを付して、子どもたちが自己管理できるように促しています。ただ、衣類は職員が調達したもの中から選んでいます。子ども一人ひとりの好みに十分に適合しているとは言えません。今後は、選択肢を増やす等により、様々な生活場面と子どもの好みに添えるよう配慮することを期待します。

(5) 睡眠

【No.37】子どもの睡眠は適切に行われているか

	【No.37】の評価 (s,a,b,c)	b
37-1 就寝・起床時刻は適切か		△
37-2 睡眠環境は適切か		△

コメント

就寝時の温湿度調整や見回りの取組は適切に行われています。しかしながら、多床室なので、どうしても他児の気配に安眠を妨げられてしまう子どももいます。かつては幼児を早く寝かしつけて学齢児のケアに回らねばならない職員体制のために、子どもの年齢に応じた適切な就寝・起床時刻の設定や午睡の習慣づけなどに改善課題がありました。この点については遅番勤務のシフト設定や夜間パートの導入などの取組が始まっています。今後の、新施設への移転を機に、個別的就寝環境整備と職員体制の増強に期待します。

(6) 健康管理

【No.38】子どもの健康管理が適切に行われているか

	【No.38】の評価 (s,a,b,c)	a
38-1 子どもの健康状態が把握されているか		○
38-2 子どもの健康状態により、必要に応じて診察や処置を行っているか		○

コメント

看護師を加配して健康管理体制を整え、日々バイタルチェックを行い、子どもの健康状態を把握して管理しています。加えて、医師が週一回検診を行い、特に新たに入所した子どもの健康状態に気を配っています。夜間の急な体調変化については、一時保護所係長を中心に情報を共有し、協働支援体制を整えています。看護師もオンコールで対応し、的確な指示に努めています。外部診療機関への通院に対応するための職員体制の充実を期待します。

(7) 教育・学習支援

【No.39】子どもの教育・学習支援は適切に行われているか

	【No.39】の評価 (s,a,b,c)
	b
39-1 子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っているか	△
39-2 在籍校との連携が図られているか	△
39-3 通学が可能な子どもへの対応について、通学機会の確保に努めているか	×

コメント

一時保護期間中、子どもたちは在籍校への通学はできず、学校行事など限られた機会に参加するにとどまっています。在籍校からは教材の提供を受けることができていますが、学校教員との連携はCWを通じて行われ、子どもが直接に面会する機会は与えられていません。一時保護所においては午前午後各90分の学習時間が設けられ、学習指導員および補助員を配置して支援していますが、例えば受験を控えた子どもにとっては十分な対応とはいえません。子どもの希望に応じて夜の自習タイムを設定していますが、現施設にはパーソナルな環境の確保が乏しく、これも新たな施設づくりに期待するところです。

(8) 保育

【No.40】未就学児に対しては適切な保育を行っているか

	【No.40】の評価 (s,a,b,c)
	b
40-1 発達の個人差、生活慣習の差異、経験の差異を考慮した保育が行われているか	△

コメント

一時保護所では、保育室を設けて子どもの年齢や発達段階に応じた適切な保育の工夫が講じられています。しかしながら、子どもは2~6才児と幅広い年齢に亘っており、成長著しい年代の子どもに対応する多様な遊具の備えや保育メニューの設定が必要な上、一時保護所の特性として保育業務は夜間にも及びます。さらに保育対象の幼児数は一定ではなく、保育体制を単独で整えることは困難ですが、保育の専門性と必要な人員配置の増強を期待します。

(9) 保護者・家庭への感情・家族の情報、家族との面会等

【No.41】家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか

	【No.41】の評価 (s,a,b,c)
	—
41-1 子どもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っているか	—
41-2 子どもに対して行った情報提供や説明の内容について、関係者間で共有されているか	—
41-3 家族との面会等は、子どもの安全と安心、子どもの意志や気持ちを踏まえ総合的に判断されているか	—

コメント

家族等との面会や家族等に関する情報提供、ならびに家族支援の取組は専らセンターCWの業務であり、一時保護所は直接の関与はしていません。よって、本項目は評価対象外としますが、一時保護所では、日々の子どもの行動観察に基づく情報をCWと共有するとともに、面会、面接に伴う子どもの動揺について丁寧に寄り添ってフォローしています。

5 特別なケアの実施

(1) 性的問題への対応

【No.42】子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか

	【No.42】の評価 (s,a,b,c)	b
42-1 受入時には、多職種によるカンファレンスを行っているか		○
42-2 子どもの問題に応じた性教育などの支援を行っているか		△
42-3 一時保護所の子どもの中で、性的問題行動が起きた場合には、適切な対処が行われているか		△
42-4 PTSD症状、訴えが見られた場合は、迅速に児童心理司、医師に報告し、適切な対応を行っているか		○

コメント

性的問題（加害・被害）を有する子どもの受け入れが増加する中で、子どものカンファレンスについては、センターのCWが中心となって、多職種が参加して実施されており、一時保護所職員もこれに参加して情報を共有しています。

一時保護期間中において、特に性加害児については、他児との距離設定にも気を配っていますが、集団支援の中で目を離すことはできず、ハードの問題もあって個々のケースにきめ細かく対処することは困難な状況です。

また、比較的短期に、多様な特性のある子どもに対して、体系的なカリキュラムをもって性教育を施すことも容易ではありません。

一方、性被害児については、心因性ストレスからの心の再構築過程や気持ちの表出が一律ではなく、その支援が難しいところですが、非常勤の心理士を配置して、日々の養育・支援を共にしながら、子どもの心の動きを把握して迅速にCPや医師に報告しています。

(2) 問題行動のある子どもへの対応

【No.43】他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか

	【No.43】の評価 (s,a,b,c)	b
43-1 他害や自傷行為等の逸脱行為がある又は行う可能性のある場合は、その背景のアセスメントをしているか		○
43-2 アセスメントに基づく対応方針に応じたケアが行われているか		○
43-3 他害等の逸脱行動があった場合の対応が明確になっているか		△

コメント

近年、一時保護される児童には、他害や自傷行為等の逸脱行為が増加しています。一時保護所では、こうした特別な状況のケアを必要とする子どもの逸脱行為の、①発生状況（背景因子）の理解、②予防対策の基本姿勢や対応を明確に示し、職員が共通理解のもとでチームワークを発揮することを徹底しています。

具体的には、子どもが一人になる時間を設定して、自分の気持ちと向き合えるよう促す際に、多くの職員が関わるよう努めていますが、益々重度化・多様化する課題に対して十分な体制とは言えません。

今後は、多様なケースについてのアセスメント体制を強化することと、緊急な事案への必要な応援体制を可能とする人員確保を期待します。

(3) 無断外出を行う子どもへの対応

【No.44】 無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか

	【No.44】の評価 (s,a,b,c)	a
44-1 無断外出を行う又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか		○
44-2 無断外出が発生した場合に、その子どもに対して適切な対応を行っているか		○
44-3 無断外出が発生した場合には、その子ども以外に対しても適切な対応を行っているか		○

コメント

本年は無断外出が一件だけに留まっています。近年入所する子どもの特性として、かつてのような集団非行ではなく、虐待等、単独行動事案が中心となっている事情もあるようですが、ともあれ一時保護所の取組が奏功していると評価できます。
無断外出への対応指針があり、①発生予防、②発生時の対応とともに③保護され帰ってきた時の対応が重視されています。無断外出の多くのケースでは発見も容易なケースが多く、大事に至ることは少ないのですが、結果が深刻な状況に発展するケースもありますので、なお一層の丁寧な取組を期待します。

(4) 重大事件に係る触法少年への対応

【No.45】 重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか

	【No.45】の評価 (s,a,b,c)	b
45-1 一定の重大事件に係る触法少年と思料される子どもの一時保護にあたっては、必要な手続き、支援体制の確保が行われているか		—
45-2 重大事件に係る触法少年の一時保護に適切な居室が確保されているか		△
45-3 重大事件の場合には、他児との関係に関する配慮を行っているか		○

コメント

一定の重大事件に係る触法少年と思料される子ども（以下「触法少年等」という）の一時保護にあたる手続きその他の取組については、センターが任じ、一時保護所としては一切踏み込める立場とはされていません。
よって、本項目の評価については、専ら一時保護されたその後の対応について評価をすることとします。
一時保護期間中においては、他児への影響に配慮して触法少年等は個別支援することとしています。しかしながら、現在個室は3室しかなく、個室利用目的は本項目で取り上げる触法少年等の処遇だけではなく、内省を促す機会としての利用や感染症隔離としての利用もあり、十分な体制とは言えません。
今後の新施設整備による体制補強に期待します。

(5) 身近な親族等を失った子どもへの対応

【No.46】 身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか

	【No.46】の評価 (s,a,b,c)	a
46-1 身近な親族が亡くなったことを適切な時期に適切な方法で伝えているか		—
46-2 葬儀等に参加させているか		○
46-3 必要によりグリーフケアやモーニングワークを行っているか		—

コメント

身近な親族を失った子どもに対して、その事実を子どもに伝え、必要なサポートを行うことはCWが担っています。一時保護所職員は事実を予め認知していることを伝えて画して、子どもの立場に立って子どもと共に受け入れることに徹しています。

(6) その他の配慮が必要な子どもへの対応

① 被虐待児の受入れ

【No.47】被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか

	【No.47】の評価 (s,a,b,c)	b
47-1 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか		○
47-2 受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか		△

コメント

被虐待児を受入れる際の、事実確認や子どもの心身の状況把握については、専らCWが中心的役割を担って、保護期間中の支援方針を検討していますが、一時保護所職員も当然、これに参画して協働しています。受入れを行った後も、一時保護所に配属されている非常勤心理士と協働して職員は、子どもが安心して安定した生活を送れるよう配慮しつつ、CWやCPに情報提供して、的確な支援方針の策定に協力しています。今後は、策定された支援方針に応じたより専門的・治療的なケアや、他児との集団生活における対応に、一時保護所として取り組める体制の充実を期待します。

② 障害児の受入れ

【No.48】障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか

	【No.48】の評価 (s,a,b,c)	b
48-1 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか		△
48-2 受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか		△
48-3 障害を有する子どもの受入れにあたり、他の子どもに対する障害への理解を深めるなどの取組みがなされているか		△

コメント

一時保護所では、特別な医療ケアや建物環境上処遇困難なケースを除いて、基本的にあらゆる障害にも対応することとしています。しかしながら、見えにくく、多様化、重層化する障害に対応するためには施設ハード面の改善は言うまでもなく、ケアの資質向上が欠かせません。職員一人ひとりのスキルアップとともに、チームケアの充実が求められます。また、一時保護所の機能を超越するニーズについては、各専門機関との連携を深めることによって、役割を分担しつつケアノウハウを共有することも課題となります。

③ 健康上配慮児童の受入れ

【No.49】健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか

	【No.49】の評価 (s,a,b,c)	b
49-1 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制はあるか		○
49-2 受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか		△
49-3 服薬管理や医療行為は適切に行われているか		○

コメント

子どもの健康管理については、評価項目No.38で評価したように、高いレベルの体制が整備されています。緊急事態への対応体制や日常的な投薬管理その他の支援も問題ありません。しかしながら、子どもの疾病状況も複雑多岐に亘る傾向にあるなかで、一時保護所としての心理ケアや医療的ケアの機能強化が求められています。疾病状況による受け入れ可否判断や、専門的な心理検査、心理ケアはセンターの役割としても、日常的な支援における心身のケアスキルの向上が求められます。

6 安全対策

(1) 無断外出防止及び発生時対応

【No.50】 無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか

		【No.50】の評価 (s,a,b,c)	a
50-1	無断外出があった場合の対応は明確になっているか		○
50-2	無断外出の未然防止に努めているか		○

コメント

無断外出における、子どもへの対応については、評価項目No.44で評価したように、適切な対応が行われています。本項目ではリスク管理の視点（子どもの最善の利益を損なわない趣旨）から一時保護所の取組を評価しますが、無断外出傾向にある子どもの把握や管理体制、無断外出が発生した際の職員の行動規範や警察等との連携も適切と評価できます。

(2) 災害時対策

【No.51】 災害発生時の対応は明確になっているか

		【No.51】の評価 (s,a,b,c)	b
51-1	火災時の非常災害に備え、具体的な避難計画を作成しているか		△
51-2	避難訓練を毎月1回以上実施しているか		○
51-3	日頃から、消防署、警察署、病院等の関係機関との連携に努め、緊急事態発生時に迅速、適切な協力が得られるように努めているか		△

コメント

一時保護所では、危機管理の基本原則を定めています。危機管理係において、火災時の避難計画を策定し、毎月1回の避難訓練も実施しています。消防設備の定期点検も実施し、消火器等の消防設備の機能点検や避難路の確認も行っています。しかしながら、想定外の事態への備えが不足しています。例えば夜間における火災発生や、その他の自然災害をはじめ不審者の侵入など、火災以外の想定されるあらゆるリスクを念頭においたシミュレーションが求められます。そのためには、関係機関との迅速な協力が図れるよう、平素からの連携が欠かせません。

(3) 感染症対策

【No.52】 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか

		【No.52】の評価 (s,a,b,c)	a
52-1	感染症の発生を防ぐための対策が講じられているか		○
52-2	感延焼が派生した場合の対応が明確になっているか		○

コメント

感染症対策のマニュアルが作成されており、感染症の発生を防ぐための対策や発生した場合の対応を明確にしています。職員にとっては、看護師の配置が心強い存在となっています。感染症発生時の隔離に対応するため、静養室を含んで個室を3室用意していますが、静養室にはトイレがなく完全な隔離は困難です。また、男女のフロアに各1室の個室配置であるために、感染症罹患児童の性別に適切な対応が難しい面はあります。その中で、職員対応の工夫で課題を克服している状況です。

7 質の維持・向上

(1) 標準的実施方法

【No.53】 一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか

	【No.53】の評価 (s,a,b,c)	b
53-1 マニュアル等が作成され、職員全体で共有や確認できる体制があるか		○
53-2 マニュアル等の内容の実効性を高めるための取組が行われているか		△
53-3 マニュアル等の内容に基づき、実施されていることを確認できる仕組みがあるか		△
53-4 マニュアル等の内容について見直し等が行われているか		○

コメント

一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は、マニュアルとして策定されています。マニュアル係を設置して、毎年見直しを行い、変更を起案してセンター所長決裁を経てマニュアルの改定を実施しています。ただ、マニュアルの内容が多岐に亘っており、確認したい項目の検索が容易ではないこともあって、職員への浸透は必ずしも一様ではないようです。検索を容易にして、記述内容にも図を挿入するなど、使いこなすことができるようにスタイルを改めることが求められます。また、マニュアル通りの一時保護所運営や業務遂行、子どもへの支援の実施が行われていることを確認する仕組みも大切です。

7 質の維持・向上

(2) PDCA

【No.54】 一時保護所として質の向上を行うための仕組みはあるか

	【No.54】の評価 (s,a,b,c)	b
54-1 自己評価が定期的に行われているか		×
54-2 外部評価の仕組みがあり、定期的に行われているか		×
54-3 自己評価や外部評価の結果を踏まえた質の向上のための取組が行われているか		×
54-4 職員間での共有や職員一体となった取組が行われるようになっているか		△

コメント

一時保護所として第三者評価を受審することが初めてであり、その取り組みの中で組織的な自己評価に取り組んだこともはじめてでしたので、自己評価等に基づく支援の振り返りや改善の取組実践はありませんが、子どものケアについては、気になる子どもを選定して組織的にケアカンファレンスを行って支援方針を見直す取組は定着しており、日々の養育・支援にかかるPDCAサイクルは機能しています。今後は、今回の第三者評価や、これに伴って実施した自己評価で得られた気づきに基づいた改善の取り組みが組織的に定着して、年度事業計画の評価・見直しや、一時保護所の体制の改善といった、大きなサイクルのPDCAに波及することを期待します。

IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

1 アセスメントの実施

(1) 保護開始時

① 情報把握

【No.55】 保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか

		【No.55】の評価 (s,a,b,c)	a
55-1	一時保護を行うにあたり、子どもの家庭の状況、心身の状況、性格、成長・発達等の状況を十分に把握できているか		○
55-2	集団生活をさせても問題がないかの確認が行えているか		○

コメント

子どもの家庭の状況や心身の状況についての情報はセンターのCWが収集しています。夜間等の緊急受入れの際も手順に沿って進められ、得られた情報はセンターのCWと一時保護所職員が共有する仕組みがあり、子ども一人ひとりに合った支援が実施される体制が整っています。囑託医による健康診断でアレルギーの有無を確認し、また行動上の問題も把握して、集団生活をさせても問題ないかの確認を行っています。

② アセスメント

【No.56】 関係機関と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方法を決定しているか

		【No.56】の評価 (s,a,b,c)	a
56-1	チームで情報共有しながらアセスメントが行われているか		○
56-2	総合的なアセスメントに基づく個別支援指針（援助方針）が策定されているか		○

コメント

関係機関との連携、援助方針の策定はセンターのCWが行っていますが、日々の生活への支援を通し、児童観察記録票に子どもの様子を記録し、会議等で情報共有しながらアセスメントを継続して個別支援内容を検討する体制が確立されています。暴力や器物破損、無断外出等著しいルール違反等があった場合は、CWに報告し個別支援を実施する体制も整えています。

2 個別援助指針（援助方針）の策定及び個別ケアの実施

(1) 個別ケアの実施

【No.57】 援助指針に沿った個別ケアを行っているか

		【No.57】の評価 (s,a,b,c)	b
57-1	個別援助指針（援助方針）に基づく個別ケアを大前提とした子どもの養育・支援が行われているか		○

コメント

施設・設備が旧基準による集団支援環境にあるため、個別ケアの徹底は難しく徹底できていない面はありますが、そのような中でも、援助指針に基づき子どもの状況に応じた個別ケアが行われています。また、特別な配慮が必要な子どもについては、一時保護所の職員がセンターのCW及びCPとともにカンファレンスを行い、個別対応しています。

(2) 見直し

【No.58】 一時保護中において、子どもの変化に応じた援助方針の見直し等が行えているか

	【No.58】の評価 (s,a,b,c)	a
58-1 子どもとの関わりを通じた子どもへのアセスメントを行っているか		<input type="radio"/>
58-2 子どもの変化に応じた支援が行われているか		<input type="radio"/>
58-3 必要のない長期間の保護が行われていないか		<input type="radio"/>

コメント

子どもは、それぞれの一時保護期間中に自身の課題に向き合っています。入所間のない時期からやがて安心して過ごせる環境の中で落ち着いてくる過程で、気持ちが変化していきますが、職員は日々の関わりを通してその変化を汲み取り、子どもの変化を児童観察記録票に記入して、関係職員と情報共有を行うとともに、担当CWに報告を行っています。CWは、これに基づいて援助方針の見直しを適宜かつ定期的にも検討しています。保護期間の見直しも定期的に行って、子どもにとって最善の選択を志向していますが、受け入れ先状況も勘案して、必要な保護期間を決定しています。

3 子どもの観察

(1) 子どもの観察

【No.59】 一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか

	【No.59】の評価 (s,a,b,c)	a
59-1 子どもの全生活場面について行動観察を行っているか		<input type="radio"/>
59-2 子どもの行動観察の結果を記録しているか		<input type="radio"/>

コメント

子どもの状況把握については、毎月のアンケート実施や職員との交換日記のほか、職員は日々の生活支援の場面で子どもと関わりつつ行動観察を行い、その心情変化を把握しています。行動観察の結果は、観察した事実と担当職員による所見を区別して児童相談システムに記録し、他の関係職員の所見も記載されて、複眼的・時系列的に、また一人ひとりの子どもについて包括的に情報確認することができます。

(2) 観察会議等の実施

【No.60】 観察会議が適切に実施されているか

	【No.60】の評価 (s,a,b,c)	a
60-1 職員は、業務引継を適切に行っているか		<input type="radio"/>
60-2 観察会議を実施し、子どもの観察結果の検討・とりまとめが適切に行われているか		<input type="radio"/>

コメント

前項に述べた児童相談システムを活用して子どもの状況を共有するとともに、朝と夕方の引継ぎや業務日誌を用いて業務の引継ぎが行われています。観察会議では、共有された情報をもとに、一時保護所職員にCW、CPも加わって、子どもの心身の変化を注視し、その解決課題だけではなく出来るようになったことにも着目して、その後の支援内容の見直しにつなげる体制が確立されています。

V 一時保護の開始及び解除手続き

1 開始手続き

(1) 保護開始に関わる支援・連携

【No.61】 保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか

	【No.61】 の評価 (s,a,b,c)	a
61-1 子どもや保護者の状況等に応じた必要な支援が行われているか		○
61-2 日用品、着替え等を持っていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを支給又は貸与しているか		○

コメント

センターのCWが得た、子どもや保護者等の情報を職員間で共有し、子どもに必要な支援を行っています。入所の際にインテークを行い、保護開始についての理解の確認や一時保護所での生活のルールの説明等を行っています。生活に必要な日用品や衣類等については、眼鏡など個別ニーズにより代替出来ないものを除き、私物はその破損や紛失等のリスクを回避するために一時保護所で一括して預かり、一時保護所から支給または貸出しを行っています。

(2) 子どもの所持物

【No.62】 一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか

	【No.62】 の評価 (s,a,b,c)	a
62-1 子どもにとって心理的に大切な物については、一時保護期間中に子どもが所持できるよう配慮しているか		○
62-2 一時保護中、子どもが所持する物については記名しておく等、子どもの退所時に紛失しないよう配慮しているか		○
62-3 子どもが所持すべきではないもの、明らかに子どもの所持物でないものがあつた場合には、適切に保管もしくは返還等が行われているか		○

コメント

前項で述べたように、基本的に私物は保護期間中一時保護所で預かり保管しますが、眼鏡や学習教材、下着类等個性の高いもの、および子どもにとって手放せない大切な持ち込み物については、ケースバイケースで対応し、紛失や破損に留意しています。私物等を預かる際には子どもに預かる理由を丁寧に説明し、子どもと共に預かる物を確認し、子どもからのサインの受領を徹底しています。貴重品預かりに関してはダブルチェックを実施し、金品を扱う場合は金庫に保管しています。着衣は洗濯して保管をしています。また、預りものは保管リストに記載して、専用倉庫やロッカーに施錠管理し、毎月チェックを行っています。

2 解除手続き

(1) 保護解除に係る支援・連携

【No.63】 保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか

	【No.63】 の評価 (s,a,b,c)	a
63-1 一時保護の継続判断を行うために、必要な情報の提供をしているか		○
63-2 一時保護中に得られた子どもに関する情報を適切に引き継いでいるか		○

コメント

保護の解除や継続の判断、および保護解除後の措置変更先への、子どもに関する情報の提供はCWが行なっています。一時保護所では児童観察記録、学習記録、健康情報記録を作成し、一時保護中に得られた情報をCWに提供して協働しています。

(2) 子どもの所持物

【No.64】 保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか

	【No.64】の評価 (s,a,b,c)	a
64-1 子どもの所持物は、一時保護解除時に返還しているか		○
64-2 子ども以外の者への返還は、適切に行われているか		○

コメント

一時保護解除時に子どもの所持物を返却する際には、子どもとともに内容を確認してサインをもらっています。子どもに返却することが適切でない物については、子どもの目の前でセンターのCWに預けられ、CWが適切な返却先に返す等の対応を行っています。CWから本人以外の者へ返却されたものについては、CWが受領先から受領書を受け取り、一時保護所ではCWの受領印で確認を行っています。